

(電子メール施行)

障 号 外
令和4年8月26日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

本県における新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、現下の困難な状況の下、障害児や障害者に対するサービスの提供に努めていただいていることに感謝申し上げます。

さて、このことについて、令和4年8月26日に宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部において、現在の感染状況や医療のひっ迫等を踏まえ、別添のとおり「みやぎBA.5対策強化宣言」の期間を9月末まで延長することを決定しましたので、御承知願いますとともに、引き続き職員、利用者及び利用者の御家族様にも下記の項目について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 9月1日以降の「みやぎBA.5対策強化宣言」について
別添資料のとおりです。
なお、県ホームページにも掲載しています。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/> (県のホームページ)
- 2 ワクチン接種の加速化及び抗原定性検査キット等による頻回検査について
オミクロン株の特徴等を踏まえた対策の「4本柱」は以下のとおりです。
 - ① ワクチン接種の加速化
 - ② 教育・保育現場での感染防止対策の徹底
 - ③ 高齢者施設・障害者施設での感染抑止・事業継続
 - ④ テレワーク・時差出勤等の更なる推進

対策の「4本柱」①に掲げられているとおり、更なる感染拡大防止のため、利用者、職員のワクチン3回目接種の加速化は重要であり、また、基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方、障害福祉施設等従事者は4回目接種を受けることが可能ですので、引き続き、ワクチンの接種可能な利用者、職員に対する早期の追加接種について、本人及び御家族に対し、周知くださるようお願いいたします。

また、令和4年7月29日付け障号外で通知しているとおり、令和4年8月1日以降、各障害福祉サービス事業所等において、職員1人あたり2週間に1回程度の頻回検査を要請しておりますので、引き続き、感染者の早期発見と感染拡大の防止に御協力いただきますようお願いいたします。

【この通知に関するお問合せ】

障害福祉課運営指導班

TEL : 022-211-2558

E-mail : syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp

9月1日以降の対策等について

「BA.5対策強化宣言」の期間延長（9/30まで）

- ▽ 現在の感染状況や医療のひっ迫等を踏まえ、「みやぎBA.5対策強化宣言」の期間を**9月末まで延長**する
→ **県民への要請内容等**は一部を除き**継続**とする（※**無料検査**に関する変更等を行う）

「BA.5対策強化宣言」に伴う主な要請等

- ✓ **基本的感染対策**の再徹底
- ✓ **会食・食事**の際の注意喚起
- ✓ **ワクチン早期接種**の推奨
- ✓ **抗原定性検査キット等による自己検査**
(症状が軽く重症化リスクのない方)
- ✓ **感染リスクが高い行動等**を控える
(特に重症化リスクのある方)
- ✓ **救急外来・救急車の適切な利用**

県民向け

- ✓ **在宅勤務（テレワーク）**等の推進
- ✓ **施設・イベント**等での感染対策徹底
- ✓ **業務継続計画**に基づく事業継続
(特に社会経済活動の維持に必要な事業者)

事業者向け



基本的に上記内容の要請等を継続

今回の主な変更点

内容	現行	変更後
BA.5対策強化宣言の期限	8月31日まで	9月30日まで
無料検査	感染拡大傾向時の一般検査事業	8月31日まで
	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等 定着促進事業	8月31日まで
		8月31日で終了 (：国の制度改正)

【参考】無料検査事業の概要

項目	一般検査事業【継続】	定着促進事業【終了】
対象者	感染不安を感じる方で 無症状の方	飲食、イベント、旅行等の 社会経済活動に際して陰性結果の 確認が必要な無症状の方
検査方法	PCR検査等	抗原定性検査（原則）

県民への要請内容【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

9月1日～9月30日		備考
<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な換気、不織布マスクの着用、手洗い等の手指衛生など、県民一人ひとりが基本的な感染対策を徹底すること ○ 熱中症には十分注意した上で、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用すること ○ 都道府県をまたぐ移動は基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先の都道府県が要請する感染対策を遵守すること ○ 会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めること ○ 飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力すること ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ 感染不安を感じる無症状の県民は検査を受けること ○ できるかぎり早期に3回目までのワクチン接種を受けること（特に若い世代の方々）、また高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方、医療従事者や高齢者施設等従事者は4回目接種を受けること ○ 5～11歳の子どもの保護者は、子どものワクチン接種について検討すること ○ 帰省や旅行、大規模なイベントへの参加などには、基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先の都道府県やイベント主催者が要請する感染対策を遵守すること ○ 普段から体調管理に努めるとともに、発熱・せき・のどの痛み等、少しでも体調が悪化した場合には、同居家族等を含め、外出・移動を控えること ○ 診療・検査医療機関（発熱外来）の負担軽減のため、軽度の有症状者で重症化リスクがない方等は、【新設】陽性者サポートセンターを利用すること ○ 自身や家族等の身を守るため、混雑した場所など、感染リスクの高い場所への外出・移動のほか、屋外における集団での飲酒等、感染リスクの高い行動を控えること（重症化リスクの高い方は特に注意すること） ○ 医療の負荷が増大している現状からも、救急外来及び救急車の利用は適切に行うこと 	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>継続</p> <p>変更</p> <p>継続</p>	

飲食店・事業者への要請内容【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

要請先

8月5日～9月30日（現行の対策を継続）

飲食店

- 施設の換気、CO₂センサーの設置、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等、業種別ガイドラインの遵守を徹底
- カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること
- 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒等

事業者

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、出勤者数の削減を図ること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触機会の低減を推進すること
- 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含め、人が集まる場所における適切な換気等、感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと
- 従業員等に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店
- 従業員等に対し、熱中症には十分注意した上で、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用するよう促すこと
- 発熱・せき・のどの痛み等、従業員等の体調の悪化が確認された場合には、同居家族等を含め、外出・移動を控えるよう促すこと
- 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画の点検を行い、事業の継続に努めること

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

要請	8月5日～9月30日（現行の対策を継続）								
<p>事前手続等</p>	<p>① 「大声なし※¹」の「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※²」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表 ※¹ 「大声」：観客等が（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること ※² 「感染防止安全計画」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画</p>								
<p>開催制限等</p>	<p>① 「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方</p> <table border="1" data-bbox="699 118 810 1906"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th>収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方</td> <td>大声なし100% 大声あり50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「大声なし」の「5,000人超かつ収容率50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント</p> <table border="1" data-bbox="927 118 1034 1906"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th>収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容定員まで</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	人数上限	収容率	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし100% 大声あり50%	人数上限	収容率	収容定員まで	100%
人数上限	収容率								
5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし100% 大声あり50%								
人数上限	収容率								
収容定員まで	100%								
<p>感染防止等</p>	<p>○ 「感染防止安全計画」の対象となるような大規模な参加型イベントの開催に当たっては、 十分な人と人との間隔の確保、又は参加者への事前検査を促すこと</p> <p>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること</p> <p>○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、これに対応すること</p>								

施設等への要請内容①【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

施設等

8月5日～9月30日（現行の対策を**継続**）

- 業種別ガイドラインの遵守
- 適切な換気、入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底

共通

- 学生に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと
- 学生に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること、特に、部活動等における感染リスクの高い活動については実施を慎重に検討すること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

大学等

イベント関連施設 商業施設 遊興施設 等

- カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること

施設等への要請内容②【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

施設等		9月1日～9月30日	
県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の「衛生管理マニュアル」に基づく感染対策、特に有症状者は登校を控えること、ポイントをおさえた換気に留意して学校活動を実施すること ○ 部活動は専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とし、特に体調不良者が参加しないこと、三密の回避といった対策を確実に行うこと ○ 部活動の大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とすること 	変更	継続
私立学校等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き感染対策を徹底した上で教育活動を継続すること ○ 相談窓口等（9ページ参照）を活用するなどして感染対策の見直し・強化を図ること ○ 部活動については県立学校と同様の対応をとること 		継続
高齢者施設 障害者施設 保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各種事業等（10・11ページ参照）を活用するなどして、施設従事者等の頻回検査等、感染対策の見直し・強化を図ること 		継続
高齢者施設 障害者施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設での面会時におけるオンラインの活用や、面会者の事前検査等を検討すること 		継続

新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

- ・依然として、新規感染者の多くを占める若年層の接種率が他の年齢層に比べ低い状況にあります。
- ・新規感染者数が高止まりにある現在においては、医療のひっ迫を回避する上でも、多くの方にできるだけ早く接種を受けていただくことが重要となりますので、接種がお済みでない方は、早期のワクチン接種をお願いします。
- ・5～11歳の子どもの保護者の方は、お子様のワクチン接種についてご検討をお願いします。

1 年代別のワクチン接種率 (R4.8.24現在)

	3回目接種					4回目接種		小児接種(5～11歳)	
	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	1回目	2回目
宮城県	44.8%	54.0%	56.0%	66.5%	80.8%	85.6%	95.5%	28.7%	26.5%
全国	38.1%	49.7%	53.2%	61.6%	78.8%	83.5%	93.0%	19.4%	17.7%

2 各市町村の状況

接種体制等
<ul style="list-style-type: none"> ・1～4回目接種を並行して実施中 ・新たに対象となった医療従事者等・高齢者施設等の従事者への4回目接種についても、8月中に全市町村で開始 ・オミクロン株対応ワクチンの接種については、各市町村に、接種券や会場の手配等の準備を進めるよう依頼中

3 その他

項目	今後の予定等
オミクロン株対応ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株B A. 1と従来株に対応した2価ワクチンにより、令和4年10月半ば以降に接種が開始される予定 ・接種対象や接種間隔等の詳細については、現在、国で検討中
小児接種	<ul style="list-style-type: none"> ・近日中に、5～11歳の子どもにもワクチン接種の努力義務規定が適用される見込み

教育現場の感染防止対策の徹底について（県立学校）

◆ 基本的な感染防止対策の確実な実施

国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

夏季休業期間後は、感染状況を注視しつつ、特に以下の点に留意して学校活動を実施する。

- ・有症状者は登校を控え、外からウイルスを持ち込まないこと
- ・「必要な換気量の確保」、「空気の流れ」、「空気を念頭に置いた換気の実施

◆ 部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、3密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※ 市町村教育委員会に対しても、上記の取組を依頼する。

教育現場の感染防止対策の徹底について（私立学校等）

- 私立学校に対する要請事項
 - ・ 引き続き感染対策を徹底した上で教育活動の継続を依頼
 - ・ 部活動については，県立学校と同様の対応を依頼
- 私立学校等に対する支援
 - ① 新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口の設置
感染クラスターが発生したり，感染対策の充実に取り組もうとする幼稚園等からの相談窓口を開設し，専門的見地から指導・助言，研修講師の派遣等を提供する支援事業を継続
 - 対象：県内の幼稚園(公立・私立問わず)，私立の小・中・高等学校
 - 内容：電話・メールによる相談，研修講師派遣
- ② 県内の幼稚園（公立・私立問わず）の教職員等に対する検査体制の整備
県内で感染拡大又は感染が高止まりしている場合に各施設において教職員等に対し検査を実施できるよう抗原検査キットを配付

保育施設等における感染防止対策の徹底について

保育施設等では、陽性者が発生し、休園も見られるもの、保育が継続されており、引き続き感染対策を行い、必要に応じてこれからの事業を活用し、保育の継続を図っていただくように願います。

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 感染防止対策相談・支援事業 (宮城県看護協会に委託)

感染防止

保育所等からの相談への助言（195回実施済）、依頼に応じて出張研修会を開催（25回実施済）※令和2年11月～令和4年7月

相談先：県看護協会（080-7722-7662）

● 事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった保育士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

→毎日検査により、陰性の場合は保育士等が出勤できる

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月25日～保育士を対象としたワクチン接種を前倒しで開始
早期のワクチン接種を勧奨（令和4年1月18日、1月27日、2月10日、3月2日付
け）保育所等の職員の3回目接種の割合 91.7%

（6/9時点）※3回目接種予定者含む

● 検査体制の強化

早期探知

職員向け検査キットの配布により、感染状況を的確に把握し、必要な感染拡

大防止策を早期に実施（仙台市除く）

- ・希望する保育施設に検査キットを配布
- ・クラスター等が発生した保育施設等へ頻回検査用キットを配布

【参考】感染者発生施設等における対応状況

※8月24日時点（休園開始月で集計）

	延べ施設数								計	休園状況 (構成比)
	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
全面休園	16	52	62	29	14	7	16	24	220	51.3%
一部休園	1	12	23	26	19	12	49	67	209	48.7%
計	17	64	85	55	33	19	65	91	429	

※対象：保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設の508施設(仙台市除く)

高齢者・障害者施設における感染防止対策の徹底について

高齢者・障害者施設においては、これまでも対策を実施いただいているところではありませんが、これらの事業を活用するなど、感染対策を徹底していただくようお願いいたします。

● 施設の感染抑止に向けた支援

感染防止

感染症対策の研修会のほか、感染管理認定看護師を施設に派遣し、ゾーニング等感染症対策の助言の取組等【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2556 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【4回目】令和4年7月22日～ 介護職員を対象とした早期のワクチン接種を案内
高齢者・障害者施設：令和4年7月22日付【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● サービス継続等に係る補助

感染防止

事業継続

利用者又は職員に感染者が発生した場合や濃厚接触者である利用者に対応した事業所に対し、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続するために必要な「かかり増し経費」を補助【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● ケア付き宿泊療養施設

事業継続

軽症又は無症状の介護が必要な高齢の感染者の受け入れ
介護職員、看護職員が24時間体制で対応
(医師はオンコール対応)【問合せ先】

令和3年3月1日運用開始 (348人受入) 長寿社会政策課 ☎022-211-2556

● 感染症発生施設への支援 (応援職員派遣)

事業継続

＜高齢者施設＞

【直接派遣】

県内協力団体及び派遣協力施設から、感染症が発生した施設に対し職員を派遣

【玉突き派遣】

感染症が発生した施設に対し、関連法人等から応援職員を派遣した場合、その派遣元の施設における職員不足を補うため、協力団体から職員を派遣【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554

＜障害者施設＞

県内の障害児者入所施設等で感染症が発生した際のセーフティネット機能として、当該施設運営法人24法人と有事の応援職員派遣体制を構築【問合せ先】

障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● 検査体制の強化

早期探知

職員等を対象とした頻回検査の実施支援 (抗原定性検査キットの配布)
(R4:延べ17,485件) (R3:延べ256,751件)

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2552 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

テレワーク・時差出勤等の更なる推進【県内全域・事業者への要請】

国の基本的対処方針

緊急事態 措置

- ✓ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、**出勤者数の削減の目標**を定め、**在宅勤務（テレワーク）の活用**や**休暇取得の促進**等の取組を推進すること。
- ✓ 職場に出勤する場合でも、**時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減**する取組を強力に推進すること。

まん延防止等 重点措置

- ✓ 人の流れを抑制する観点から、**在宅勤務（テレワーク）の活用**や**休暇取得の促進**等により、**出勤者数の削減の取組を推進**するとともに、**接触機会の低減**に向け、職場に出勤する場合でも**時差出勤、自転車通勤等**を強力に推進すること。

その他地域

- ✓ **在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減**する取組を推進すること。



▽ 現在の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、要請内容を「まん延防止等重点措置」レベルに強化

事業者に対する要請内容

- **在宅勤務（テレワーク）**の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、**出勤者数の削減**を図ること
- 職場に出勤する場合でも、**時差出勤、自転車通勤等の人との接触機会の低減**を推進すること